

令和7年度 岩手県医師国民健康保険組合の保険料額表

第1種組合員		令和6年度 月額	(増額)	令和7年度 月額
	基礎賦課額平等割額	25,500 円	(0 円)	25,500 円
	基礎賦課額所得割額 ※1	(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12		(前年度課税標準額の) 1000分の4÷12
	後期高齢者支援金等賦課額	5,600 円	(200 円)	5,800 円
	介護納付金賦課額 ※2	5,900 円	(200 円)	6,100 円

第1種家族		令和6年度 月額	(増額)	令和7年度 月額
	基礎賦課額均等割額	11,000 円	(0 円)	11,000 円
	後期高齢者支援金等賦課額	5,600 円	(200 円)	5,800 円
	介護納付金賦課額 ※2	5,900 円	(200 円)	6,100 円

第2種組合員		令和6年度 月額	(増額)	令和7年度 月額
	基礎賦課額平等割額	13,500 円	(0 円)	13,500 円
	後期高齢者支援金等賦課額	5,600 円	(200 円)	5,800 円
	介護納付金賦課額 ※2	5,900 円	(200 円)	6,100 円

第2種家族		令和6年度 月額	(増額)	令和7年度 月額
	基礎賦課額均等割額	3,500 円	(0 円)	3,500 円
	後期高齢者支援金等賦課額	5,600 円	(200 円)	5,800 円
	介護納付金賦課額 ※2	5,900 円	(200 円)	6,100 円

後期高齢者組合員基礎賦課額 (75歳以上の組合員)	令和6年度 月額	(増額)	令和7年度 月額
	4,500 円		4,500 円

※1 令和7年度の第1種組合員の所得割額は前年度における住民税の課税標準額に1,000分の4を乗じ、12で除して得た額。ただし、課税標準額が8,000万円を超える場合は8,000万円とし、算出額の100円未満は切り捨てます。(月最高額 26,600円。)

※2 介護納付金賦課額は、介護保険第2号被保険者(40歳以上65歳未満)に賦課されます。65歳以上の介護保険第1号被保険者は市町村に直接納付となります。

■ 保険料の減免について

・第1種組合員である納付義務者のうち、前年中の世帯の総所得金額が200万円未満の者から申請があった場合は、保険料を下記の額に減額することができます。

・当該年度の7月末日までの申請は年度当初から、8月以降の申請は申請のあった翌月(納付)分から適用します。

<減額後の保険料月額>

総所得金額	第1種組合員 基礎賦課額平等割額	第1種家族 基礎賦課額均等割額
100万円以上～200万円未満	12,000 円	4,000 円
100万円未満	8,000 円	2,500 円